後期高齢者医療制度

第１回 保険料について知ろう

平成27年７月１日発行
保険医療助成課
229-3285　FAX 229-5001
三重県後期高齢者医療広域連合
221-6883　FAX 221-6881

対象になる人

- 75歳以上の人 → 75歳の誕生日当日から資格取得
  ※自動的に加入となり、手続きは必要ありません
  （他県からの転入時や生活保護を受けなくなった時を除く）
- 一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人 → 申請して認定を受けた日から資格取得
  ※申請するかしないかは選択できます

８月から保険証がピンク色に

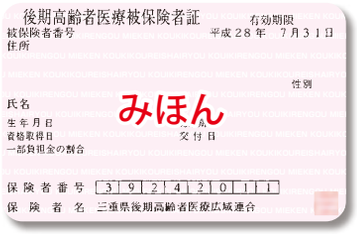

後期高齢者医療制度では、保険証が一人に一枚交付されます。７月下旬に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は、８月１日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

保険料の納め方

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の２通りの納め方があります。７月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。

受給している年金額が
- 年額18万円以上 → 介護保険料が年金から差し引かれている
  - はい → 介護保険料と後期高齢者医療保険の１回あたりの保険料の合計額が、１回あたりの年金受給額の２分の１を超えない
    ※複数の年金を受給している場合は、年金保険者・年金種別による優先順位の高い一種類の年金から天引きの可否を判断します。
    - はい → **特別徴収**
    - いいえ → **普通徴収**
  - いいえ → **普通徴収**
- 年額18万円未満 → **普通徴収**

特別徴収
年金受給月(偶数月)に年金から直接保険料が差し引かれます

普通徴収
送付される納付書または口座振替による納付になります
納期…7月から翌年3月の毎月末日(12月は25日)

本年度保険料

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月に特別徴収した額と同額を徴収します			7月に確定する年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します		

口座振替に変更できます

保険料の納付方法を、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。その際には、**金融機関に口座振替依頼書を提出し、市役所に納付方法変更申出書を出してください。**

10月分から特別徴収を取りやめたい人は、７月24日(金)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により、変更時期が異なります。

必要なもの　保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)にある納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みをして、本人の控えとしてもらうもの)

年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年６月から今年５月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人などは、７月から９月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

社会保険料控除について

普通徴収(口座振替のみ)に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で保険料を支払った人に適用されます。これにより、世帯全体では所得税や住民税が減額になる場合があります。